

平成30年度事業計画について

I 事業実施方針

近年、我が国においては、地震や豪雨による災害など自然災害が各地で相次いでいる。こうした状況の中、環境に対する県民の関心は従前にも増して高まっており、自然環境の保全を社会全体で支えるという意識を醸成していくことはますます重要な課題となっている。

また、緑や森林の持つ多様性が、山、川、海等の自然環境を創出する源であることを海づくり大会を通して改めて認識したところである。

このようなことから、当協会としても「緑あふれる豊かで住みよい郷土づくり」のため、「緑の募金」を通じて一層の環境緑化と普及啓発を行うと共に、ボランティア活動の推進や次代を担う青少年の自然体験活動を通して、環境保全の意識向上に努めていきたい。

また、当協会の活動の向上を目指して、森林の多面的機能が良好に循環するために必要な林産物の供給などの分野にも、フィールドを広げたい。

このため、本年度も引き続き、次の諸事業に重点を置いて活動を推進したい。

- (1) 県民総ぐるみの緑化推進の確立
 - ・自治会を通じての家庭募金の拡大
 - ・地域緑化推進活動の拡大
 - ・さまざまなイベントを通じての緑化普及啓発事業
- (2) 身近なみどり環境の整備
 - ・地域住民による環境整備の拡大
 - ・花があふれる街づくりの推進
- (3) みどりの少年団はじめ青少年を中心とした緑化活動の活性化
 - ・みどりの少年団活動の広報と積極的な活動展開
 - ・指導者の養成及び地域の連携
 - ・社会奉仕と自然体験
- (4) ボランティア活動の推進
 - ボランティアによる里山整備等の緑化活動支援
- (5) 林業に関わる人材の育成・確保
 - 林業労働力確保支援センター事業の実施

II 事業計画の概要

【公1 緑の募金事業】

1 緑の募金運動推進

県民の緑化意識の高揚を図るため、春期（4月1日～5月31日）及び秋期（9月1日～10月31日）を緑の募金強調期間と定め、春期には街頭募金を行うなど

その期間を中心に県、市町村、企業、関係団体等の協力を得ながら募金運動を展開する。また、年間を通じて各市町村の自治会に対して家庭募金を依頼する。なお、学校等における緑の募金運動の活性化及び次代を担う若者の緑の大切さへの意識の醸成を図るため、小中学校及びボーイスカウト、ガールスカウトからの緑の募金による寄付金については、還付の要望があった場合にはその用途（苗木、花壇用の土等の購入等の緑化推進や自然体験等）を記載してもらい寄付金の30%を限度として還付する。

また、直接募金という形で寄付されるほか、商品売り上げの一部を募金として寄付されるものとして自動販売機で販売される飲料やスーパー等で販売される食品があるが、これら賛助商品の拡大を図る。

2 地域環境整備事業

(1) みんなの森・里山整備事業

地域住民による緑豊かな生活環境づくりを進めるため、地域住民自らが実施する植樹事業に助成する。

（実施主体：自治会・老人会・青年団体等、事業地：集会場・広場等、対象経費：苗木・肥料・標柱等、交付金額：規模により20万円以内または30万円以内を予定）

(2) 花いっぱい推進事業

地域住民による緑豊かな生活環境づくりを進めるため、地域住民らによる地域の緑地や公園での花づくり活動に助成する。

（実施主体・事業地・対象経費は(1)に同じ、交付金額：5年間継続実施、初年度5万円以内、2～5年目2万円以内を予定）

3 緑化啓発事業

(1) 緑化啓発イベントの助成

市町村や関係団体等が実施する緑化啓発イベント事業に対して助成する。

（実施団体：市町村・学校・自治会・老人会等、対象：地域住民に対して行う緑化啓発イベントまたは市町村の行事に緑化啓発に関連する事業を取り入れる場合、対象経費：緑化啓発を目的としたイベントにかかる経費、交付金額：50万円を限度として交付対象経費の1/2以内を予定）

(2) 緑化啓発運動の実施

県・市町村や関係団体が行う各種イベントに参加してパネル展示などにより緑化啓発を行うとともに、関係団体と連携して「花いっぱい運動」に取り組む。

(3) 緑化広報宣伝活動の実施

緑の大切さの提唱・募金を活用した事業の内容・緑化啓発コンクール入賞者の紹介・みどりの少年団の活動内容を掲載した広報誌「緑化だより」及びリーフレットを作成し、募金を依頼する企業や団体、みどりの少年団、市町村の自治会等に配布

するとともに、各種イベントにおいて配布する。また、協会のホームページやイベントでの国土緑化運動や育樹運動ポスターの掲示により緑化啓発に取り組む。

(4) 緑化コンクールの実施

①緑化作品（ポスター、標語）コンクール

緑の大切さを認識してもらうために小中高校の児童・生徒を対象に緑化啓発を目的とするポスター・標語の作品コンクールを実施する。なお、公益社団法人国土緑化推進機構が実施する全国コンクールにその上位作品を協会から応募する。

②学校環境緑化コンクール

緑豊かな教育環境の造成と児童・生徒による緑化活動の活発化を図るため、県及び県教育委員会と共催で「学校環境緑化コンクール」を実施し、優秀な学校については公益社団法人国土緑化推進機構が実施する全国コンクールに推薦する。

(5) 緑化講習会の開催

県民の緑化意識の高揚及び緑と花についての知識・技術の習得を図るため、一般県民を対象とした「緑と花の一日塾」（定員：各70名）を県北部と中部の2カ所で各一日ずつ開催する。

4 みどりの少年団活動推進事業

みどりの少年団とは、緑と親しみ、緑を守り・育てる活動を通じて「自然を愛し、人を愛し、社会を愛する心豊かな人間に育っていくこと」を目的として公益社団法人国土緑化推進機構の提唱により昭和44年から小学校・中学校・ボーイスカウト等を対象に全国的に結成されている団体であり、本県においては平成30年3月1日現在で59団が活動している。

(1) みどりの少年団の育成

県内で結成され活動しているみどりの少年団の緑化推進や自然体験等の活動に対して助成（1団体につき3万円以内）を行い、活動内容の充実を支援するとともに、市町村教育委員会への周知・案内などを行い、新たな少年団の結成を図る。

(2) みどりの少年団交流集会の開催

学校の夏休み期間中に県内で交流集会（1日）を開催し、参加少年団の日頃の活動状況の発表、工作、自然観察等の活動を通じて団員相互の交流と連携を図るとともに、情報交換を行う。

【公2 緑化推進事業】

5 緑化推進事業

公益社団法人国土緑化推進機構の助成金、民間助成金及び基本財産運用益等を原資とした事業を積極的に活用し、県民に森林や緑の役割と働きに対する理解と認識を深めてもらう事業を行うとともに、緑化活動の推進を図るために実施する緑化啓発普及活動や自主的に森林づくりに参加し行動する森林ボランティア活動などの取組を推進する。

(1) 森の文化活動事業

緑の重要性や協会の活動について理解と認識を深めてもらうため、みどりの月間（4月15日～5月14日）を中心に県内各地で啓発ポスターの掲示や、緑化作品コンクール入賞作品の展示などを行い啓発を推進する。また、緑化活動に取り組んでもらうよう緑化苗や花の種子の配布を行う。

(2) ボランティア活動推進事業

平成10年11月に県内森林ボランティアグループ相互のネットワーク化を図るとともに、その自主的活動を促進して森林、林業、農山村の豊かな未来の創造に貢献することを目的として設立された「奈良県森林ボランティア連絡協議会」に参加・活動している森林ボランティア団体に対して、公益社団法人国土緑化推進機構が実施する森林等について理解を深めるために実地研修・ボランティア活動についての研修、森林・緑・水に対する国民の認識を深めるための普及啓発活動・調査研究・都市住民との交流活動等を対象とする公募事業等について情報提供等を行い、活動の充実を支援する。

(3) 学校環境緑化モデル事業

学校における緑環境を整備し、そこで学んでいる次代を担う児童・生徒に緑の大切さについての意識を高めてもらうために、公益社団法人国土緑化推進機構が実施する樹木の植栽・手入れ、ビオトープ等教育フィールドの整備など学校環境の緑化を推進するための学校環境緑化モデル事業を実施する。

【公3 矢田山遊びの森維持管理受託事業】

6 矢田山遊びの森維持管理受託事業

森や自然に親しむ活動、森林ボランティア活動、子どもの森広場を中心とした行楽、森林浴トレッキングなど四季折々の自然にふれあう場として県民に利用されている「矢田山遊びの森」の中に設置された子ども交流館・料理体験館などの施設利用対応、巡視、管理道管理、清掃管理などの業務を受託する。

【公4 林業労働力確保支援センター事業】

7 林業労働後継者育成事業

林業の担い手の技能・技術の習得、労働環境の改善、労働力の確保・定着等を図るため、事業者の雇用管理の改善、合理化の取組、就業の支援による労働力の確保により、森林のもつ多面性、公益的機能の維持増進を図ることを目的に、必要な研修、情報提供、相談指導、啓発普及活動及び助成を行う。

(1) 基幹的林業労働後継者育成事業

将来の林業を担う基幹的林業労働者の福利厚生に要する経費や、必要な技能知識を修得させるための研修奨励金を事業者に助成する。

(2) 雇用改善促進事業

事業者の雇用改善を図るため、雇用改善アドバイザーによる相談、助言及び指導、林業雇用管理セミナーの開催、同業種の合同会社説明会等を実施する。

(3) 緑の雇用現場技能者育成対策適正化事業

将来の現場技能者を育成するための研修を実施する事業者に対して監督・検査を行う。

(4) 林業機械化推進事業

作業道初級研修の実施、新規参入者への普及啓発等を行う。

【収 1 治山台帳作成受託事業】

8 治山台帳作成受託事業

県が森林法、地すべり等防止法に基づき県土保全のため保安林で実施している治山事業（山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源涵養、生活環境の保全・形成等を図るために森林の維持造成を行う事業）にかかる台帳作成業務を受託する。